
中標津町行財政健全化計画

(第9次中標津町行財政改革大綱)

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

令和7年(2025年)11月



中 標 津 町

■目 次

はじめに

1. 中標津町行財政改革の沿革 3
2. 行政運営を取り巻く課題と行政改革の必要性 5
3. 今後の行財政運営の方向性 6
 - (1) 総合計画の着実な推進
 - (2) 限られた行財政資源の最大限の活用
 - (3) これまでの取り組みと目指す方向
4. 取組期間 7

第1 行政改革の推進

1. 行政改革の基本方針 8
2. 重点事項 8
 - (1) 業務改革とデジタル技術の活用による効率化・生産性向上
 - (2) 成果を重視した行財政マネジメントの強化
 - (3) 公共施設等の最適化と自主財源の確保
 - (4) 官民連携、協働、広域連携による持続可能な行政サービスの実現
 - (5) 職員の意識改革と組織力の最大化

第2 財政健全化の推進

1. 町財政の現状 10
 - (1) 決算収支の推移
 - (2) 歳入決算額の推移
 - (3) 自主財源の推移
 - (4) 歳出決算額（性質別）の推移
 - (5) 普通建設事業費の推移
 - (6) 繰出金の推移
 - (7) 町債の推移
 - (8) 基金の推移

2. 中標津町行財政健全化計画（第8次中標津町行財政改革大綱）の検証・・・	14
(1) 健全化判断比率の検証	
①実質公債費比率の検証	
②将来負担比率の検証	
(2) 財政調整基金残高の検証	
《参考》道内市町村の状況	
3. 中標津町行財政健全化計画（第9次中標津町行財政改革大綱）の取組・・・	17
(1) 財政運営の方向性	
(2) 具体的な取組	
①重点事項の取組	
②歳出抑制の取組	
③歳入確保の取組	
④将来を見据えた取組	
4. 財政健全化に向けた目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(1) 健全化判断比率の目標設定	
①実質公債費比率の目標設定	
②将来負担比率の目標設定	
(2) 財政調整基金残高の目標設定	

はじめに

1. 中標津町行財政改革の沿革

本町における行政改革は、昭和45年に「中標津町行政能率化推進要綱」を施行し、第1次行政改革が始まりました。以降、第8次まで改訂を重ね、多様化する行政課題や社会情勢に対応するため、効率的かつ効果的な行政運営の実現を目指し、改革を進めてきました。

第1次から第3次行政改革においては、行政効率の向上を目的に事務事業や組織機構の見直し、職員定数の適正化、財政の健全化と効率化を推進するとともに、民間活力の導入、町民との協働など、経営感覚や成果を重視する視点に立った行財政改革を進め、行政サービスの向上に努めてきました。

平成15年9月策定の第4次行政改革「中標津町経営再生プログラム」では、協働型総合行政システム（小さな自治）を目指し、構造改革・歳出改革・意識改革の3つの柱を掲げ、行政改革を推進しました。

続く第5次行政改革「中標津町新行政改革（集中改革プラン）」では、第4次改革の考え方を踏襲しつつ、事務事業の見直し、組織機構の見直し、財政基盤の確立、パートナーシップで進めるまちづくりの推進を柱に取り組みました。

第6次行政改革となる「中標津町行政改革（経営戦略プラン）」では、国や地方の財政状況悪化、税収減少、少子高齢化といった構造的課題への対応を目指し、限られた行財政資源（人・物・金・時間）を最大限活用し、町民が主役であるという原点から町民との協働を進め、行政経営の更なる効率化と自立性の高い行政経営の確立を目指しました。

その後、平成28年度より開始した第7次行政改革では、第6次改革で得た成果を持続しつつ、財政基盤の確立、事務事業の見直し、組織機構の見直しを主要事項とした「第7次中標津町行政改革大綱」を策定しました。特に、平成30年度の当初予算編成において、財政調整基金及び減債基金からの繰入額が「5億6千7百万円」にのぼるなど危機的状況となったことから、平成30年3月に「中標津町行財政健全化緊急対策方針」を策定し、基金枯渇のリスク回避を目指しました。

そして、令和3年度から開始された第8次中標津町行財政改革大綱では、「第7期総合計画」の着実な推進を基本とし、「協働のまちづくりの推進」や「超スマート社会（Society5.0）やDXへの対応」など5つの重点事項を掲げ、多様化する行政課題への対応と持続可能な行財政運営を目指し、改革を推進しています。

『これまでの中標津町行財政改革の取組』

	年数	年 度	年月日	これまでの動き
第 1 次	15	S45～ S60	S45	中標津町行政効率化推進要綱
			S45	中標津町行政効率化推進審議会設置
			S56.1.24	中標津町行政効率化推進委員会設置（要綱改訂）
			S60.1.10	中標津町行財政改革推進懇談会設置
第 2 次	10	S61～ H7	S61.1.7	中標津町行財政改革推進本部設置
			S61.1.7	中標津町行政効率化推進委員会廃止
			S61	中標津町行財政改革大綱
			S62.2.5	中標津町行財政改革推進本部第 1・2 専門部会設置
第 3 次	6	H8～ H13	H8.2.5	中標津町行政改革推進本部設置
			H8.2.22	中標津町行政改革推進本部第 1・2・3 専門部会設置
			H8.5.10	中標津町行政改革推進委員会設置
			H8.11.15	中標津町行政改革実施要綱
			H10.3.2	中標津町行政改革実施計画
第 4 次	4	H15～ H18	H15.9	中標津町経営再生プログラム
			H16.5	中標津町経営再生プログラム実施計画
第 5 次	5	H18～ H22	H18.3	中標津町新行政改革（集中改革プラン）
			H19.11	中標津町新行政改革（集中改革プラン）改訂
第 6 次	5	H23～ H27	H23.3	中標津町行政改革（経営戦略プラン）
			H24.6	中標津町行政改革（経営戦略プラン）改訂
第 7 次	6	H28～ R 3	H28.4	中標津町行政改革大綱
			H30.3	中標津町行財政健全化緊急対策方針 （中標津町行政改革大綱改訂）
第 8 次	5	R3～R7	R4.3	中標津町行財政健全化計画 （中標津町行政改革大綱改訂）

2. 行政運営を取り巻く課題と行政改革の必要性

中標津町を取り巻く行政環境は、全国的な傾向と同様に、人口減少及び少子高齢化の進行によって社会構造が変化し、地域における課題や行政ニーズが多様化・複雑化しています。

このような状況から、行政が果たすべき役割は増大している一方で、少子高齢化による人口構成の変化は町税収入の伸び悩みの懸念や、社会保障関連費用の増加を招きます。また、近年頻発する自然災害への備えや、町の発展とともに整備を進めてきた各種公共施設等の老朽化に伴う改築・整備費用が財政への負担を増大させています。

令和6年度決算時点の財政状況を見ると、実質公債費比率は12.7%、将来負担比率は87.5%と厳しい水準で推移し、経済事情の急激な変動に備える財政調整基金残高は、9億4千万円となっており、恒常的な実質単年度収支の赤字傾向は喫緊の課題となっています。

こうした厳しい状況下でも、町民に質の高い行政サービスを安定的かつ持続可能な形で提供するためには、財政基盤の強化が欠かせません。そのためにも職員全員が財政状況を正確に把握し、コスト意識を共有した上で、限られた行財政資源を最大限活用するとともに、歳入歳出の両面で改革を進める必要があります。

また、行政組織の体制強化にも課題があります。人口構造の変化や民間企業との競争力による採用の困難さや早期退職などにより、職員数の不足による組織の弱体化が懸念されています。この問題に対応するためには、業務プロセスを見直し、効率性と有効性を重視した業務改善を進めることで、職員の負担軽減と生産性の向上を図り、より住民サービスの充実に注力できる体制を構築することが求められています。

これらの課題を踏まえ、急速に変化する社会のニーズに対応し、町民の福祉を支える持続可能な行政体制を整備するためには、コスト意識を浸透させ業務改善を徹底するだけでなく、町民や外部との協働を促進しながら効率性と効果を追求することが重要です。行財政改革は行政運営の安定性を確保するだけでなく、本町の未来を切り拓く土台となるものです。職員一人ひとりが改革の必要性を認識し、本町の掲げる将来像「空とみどりが人をつないでいくまち中標津」の実現に向け、さらなる行政改革と財政健全化の推進が必要となっています。

3. 今後の行財政運営の方向性

(1) 総合計画の着実な推進

町が行う様々な施策や事業は、中標津町総合計画に基づいて進められており、令和 8 年度より、第 7 期総合計画後期基本計画が、令和 12 年度までを計画期間としてスタートします。

また、人口減少や少子高齢化が進行する状況の中にあっても活力を維持しながら発展を続けるために「第 3 期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定中であり、『住みたいまち 住み続けたいまち』の実現に向け取組を進めています。

第 7 期総合計画を着実に推進していくためには、従来の体制・事業・制度に固執することなく、その時々为社会情勢を踏まえた最善の手法を常に追求し、前例にとらわれない新たな発想による改革を進めなければなりません。

(2) 限られた行財政資源の最大限の活用

厳しい財政状況の中にあっても、これまでの改革の成果を持続させ、財政規律を堅持しつつ、引き続き、人口減少・少子高齢化の進展などにより生じる様々な町政課題に的確に対応していく必要があります。

このため、職員一人ひとりがコスト意識をより強く持ち、限られた行財政資源（人・物・金・時間）を最大限に活用し、行政の総合力を発揮しつつ、行政サービスの質の維持向上を図ることが求められます。

(3) これまでの取り組みと目指す方向

行財政改革については、第 8 次中標津町行財政改革大綱による改革の成果を持続しつつ、町民が主体的に行政経営に参加する協働を進め、効果的・効率的な自立性の高い行政経営の確立を目指します。

第 8 次大綱（令和 3 年度～令和 7 年度）では、「協働のまちづくりの推進」として公式 LINE やチャットボットによる情報発信の開始や男女共同参画を含む協働の PR の拡充に取り組みました。また、DX への対応として、勤怠管理システムや人事評価システムを導入し、行政手続きのオンライン化（29 手続き完了）を進め、令和 6 年度には生成 AI の導入に着手するなど、業務効率化を推進しました。PDCA サイクルの強化においては、行政評価のスケジュール見直しや、職員負担軽減のため実施計画事務事業評価対象事業の見直しを実施しました。

一方、財政運営においては令和 6 年度決算における財政調整基金残高は 9 億 4 千万円となり、依然として災害など不測の事態が起きた時の対応も含めて、

これまで同様の行財政運営を維持していくことが困難な状況が続いています。

このため、本大綱では、「デジタル技術の活用」と「自主財源の確保」を柱とした重点事項の取り組みにより、時代の変化に迅速かつ的確に対応し、持続可能な行政経営の確立を目指します。

特に、第7期総合計画後期基本計画において、安定的・持続的な行政経営の確立を目標とした「5 安定した行政経営の推進」が掲げられていることを踏まえ、PDCA サイクルによる施策・事務事業の効果的な改善、限られた職員数による効率的な事務処理体制の推進、公共施設の長期的視点に立った適正化、そして自治体間の広域連携の強化を積極的に進めます。

これらの取り組みを総合的に推進することにより、将来にわたって安定した行政サービスの維持を図り、持続可能な行財政運営の確立を目指します。

4. 取組期間

取組期間は、令和8年度から第7期総合計画後期基本計画の最終年度である令和12年度までの5年間とし、総合計画との連動性を図ります。

第1 行政改革の推進

1. 行政改革の基本方針

本町は、人口減少・少子高齢化や複雑化・多様化する行政ニーズに対応し、引き続き質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくため、第7期総合計画後期基本計画に掲げられた「5 安定した行政経営の推進」を着実に実行し、持続可能で安定的な行財政運営の確立を目指します。

この目標を達成するため、職員一人ひとりがコスト意識を強く持ち、前例や慣例にとらわれない意識のもと、以下の重点事項に基づき、全庁的な体制で行政改革を推進します。

2. 重点事項

第7期総合計画後期基本計画に掲げられた「5 安定した行政経営の推進」の方針（効率的・効果的な行政経営、広域連携強化など）、及び行財政運営を取り巻く課題を踏まえ、以下の5つの重点事項に集中的に取り組めます。

（1）業務改革とデジタル技術の活用による効率化・生産性向上

人口減少・少子高齢化等に伴う職員数の不足が懸念される中、業務効率化・業務改善を最優先事項とし、限られた職員数で多様化する行政ニーズに対応できる体制を確立します。デジタル技術の活用により、従来の業務プロセスを抜本的に見直すBPR※（Business Process Re-engineering）を推進し、第8次大綱期間中に導入が進んだビジネスチャットツールや、生成AIの積極的な活用を図り、ペーパーレス化に取り組むことで、全庁的なDX推進体制を構築し、職員の事務作業の効率化・負担減、生産性の向上を図り、デジタル技術を最大限に活かせる行政運営を目指します。

（2）成果を重視した行財政マネジメントの強化

将来にわたり持続可能な行政経営を確立するため、PDCAサイクルを強化し、事業の「必要性」「効率性」「有効性」の観点から、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド及びサンセット方式を徹底します。

また、客観的なデータや根拠（エビデンス）に基づき政策立案を行うEBPM※（Evidence-based Policy Making）を推進し、職員一人ひとりがコスト意識と成果重視の視点を持って業務に取り組む組織文化を醸成します。

（３）公共施設等の最適化と自主財源の確保

老朽化が進む公共施設等に対する維持管理・更新費用の増大は、将来にわたる大きな財政負担であるため、公共施設の集約・複合化・除却など、施設の最適化を計画的に推進します。

また、持続可能な行政運営に必要な財源を確保するため、物価高騰、人件費上昇に伴う行政コストの増加に対応し、使用料、手数料について受益者負担の原則に基づいた適正な見直しを推進するとともに、町税等の適切な徴収管理と未収金の圧縮、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の強化、クラウドファンディングの活用を図り、安定的な自主財源の確保に努めます。

（４）官民連携、協働、広域連携による持続可能な行政サービスの実現

行政課題が複雑化・多様化し、解決が困難な問題が増加しています。このため、町民、団体、企業、大学などの多様な主体と対話・連携し、互いの強みを活かした協働によるまちづくりを推進します。

また、民間事業者の持つ知識、ノウハウ、資金といった民間リソースの積極的な活用を検討し、行政サービスの効率的かつ効果的な提供を目指します。

人口減少に伴う諸課題への対応が単独自治体だけでは困難となりつつあることを踏まえ、近隣自治体等との広域連携強化、事務の共同処理の可能性を検討するなど、将来的な行政サービスの提供を維持できる地域連携体制を目指します。

（５）職員の意識改革と組織力の最大化

複雑化・高度化する行政課題に迅速に対応するため、職員一人ひとりの意識改革を促し、意欲と能力を最大限発揮できる組織づくりを目指します。第８次大綱期間中に実施した人材確保における広域連携事業の継続、及び人事評価制度の適切な運用や、研修制度をはじめとした体系的な人材育成を通じて職員の能力向上を図ります。

また、変化に柔軟に対応できる組織体制の構築や、定員管理の適正化に取り組み、職員がより高度な政策立案や住民サービスに専念できる環境を目指します。

※ＢＰＲ（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）

行政サービスの提供方法や内部業務のプロセスを根元から見直し、最適化するための取組。デジタル技術を効果的に活用することで、不要な業務や重複した業務を削減し、職員がより付加価値の高い業務に集中できる環境構築を図ること。

※ＥＢＰＭ（エビデンス・ベースド・ポリシーメイキング）

政策を行うにあたって目的を明確にし、その政策によって目的が達成される見込みはあるのか、結果として目的が達成できたのかについて、データや客観的な根拠に基づいて政策を立案・評価する手法。

第2 財政健全化の推進

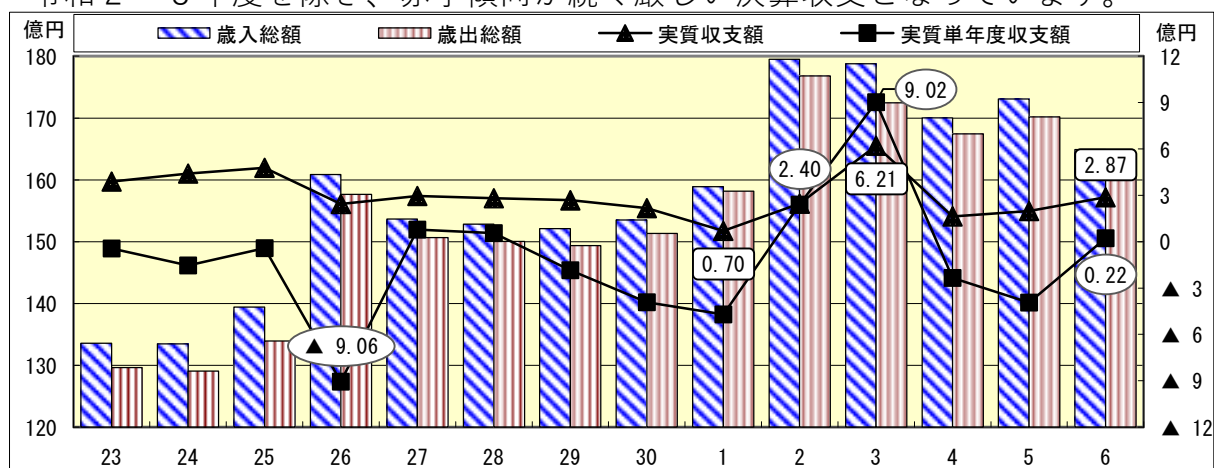
1. 町財政の現状

(1) 決算収支の推移

本町の決算収支は、平成26年度以降、総合体育館建設事業などの大規模事業の実施に伴い150億円を超え、それ以後、同水準で推移してきました。

さらに令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策に加え、物価高騰の影響などにより高い水準を維持しています。

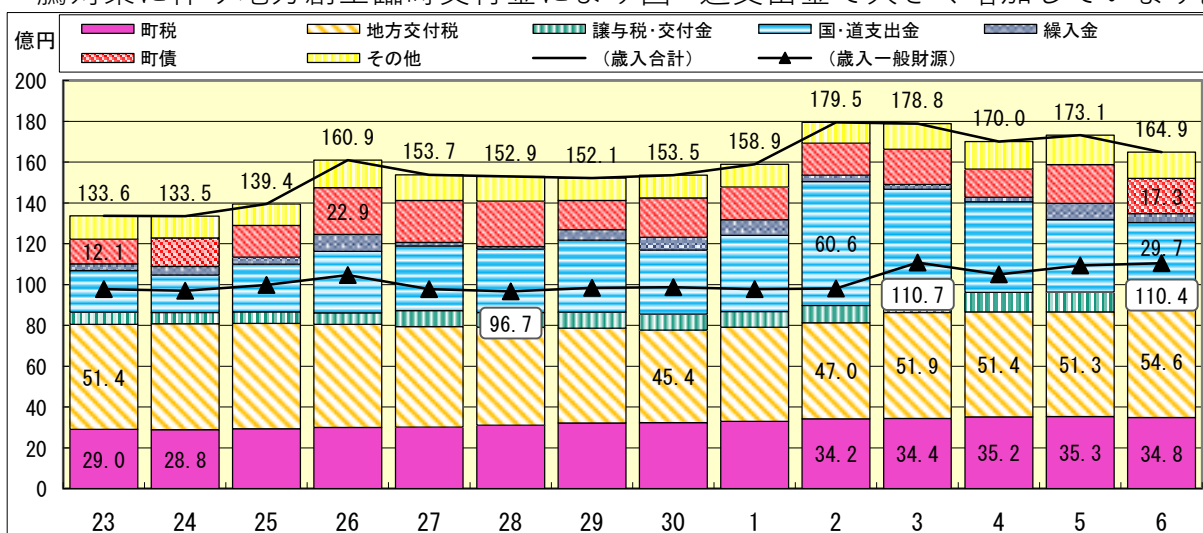
実質収支額は、概ね2億円前後で推移していますが、財政調整基金の積立金と取崩額を除いた実質単年度収支額では、新型コロナ関連の財政措置が顕著な令和2・3年度を除き、赤字傾向が続く厳しい決算収支となっています。



(2) 歳入決算額の推移

主な歳入の推移は、町税で景気の回復などにより緩やかに増加するとともに、地方交付税においては、近年、国の地方財政対策により増加しています。

なお、令和2年度以降については、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策に伴う地方創生臨時交付金により国・道支出金で大きく増加しています。

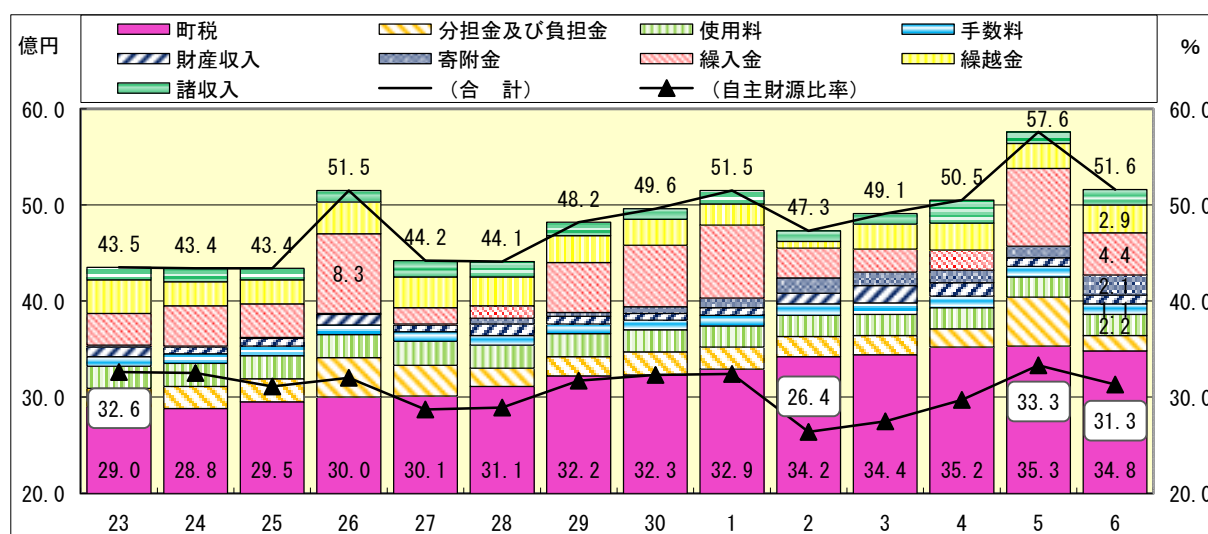


(3) 自主財源の推移

自主財源は、地方自治体が自主的に収入できる財源であり、この割合である自主財源比率が高いほど行政の自主性や安定性が確保されます。

主な自主財源の状況は、町税で増加するとともに、寄附金で令和6年度ふるさと納税が過去最高額となったことにより増加し、各種基金からの繰入金については各年度の収支状況により増減しています。

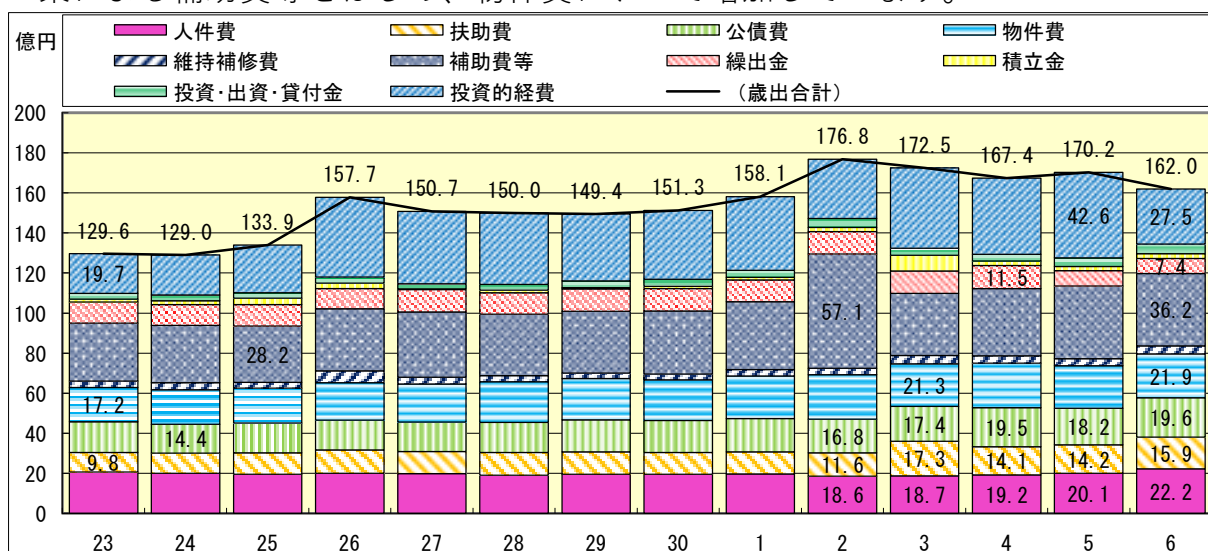
自主財源比率は、新型コロナウイルス感染症対策により国からの補助金を大きく受けた令和2～4年度を除き概ね30%台で推移しています。



(4) 歳出決算額（性質別）の推移

歳出性質別決算額は、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）において、人勧に基づく給与の引き上げや、会計年度任用職員制度導入による人件費、社会福祉等の扶助費、大規模事業の実施に伴う公債費により年々増加しています。

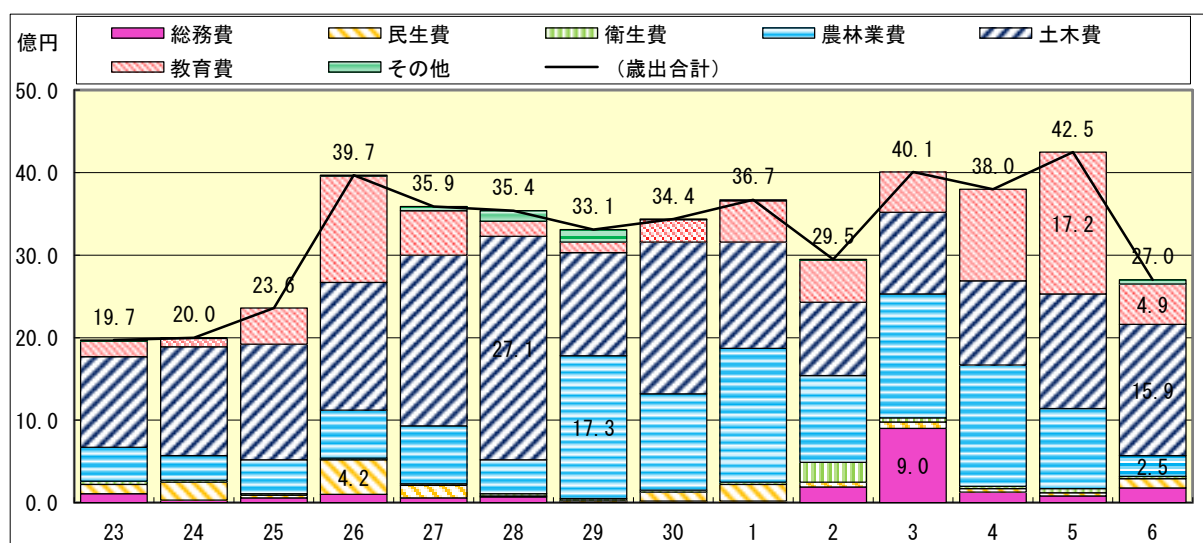
令和2年度以降については、新型コロナウイルス感染症対策や、物価高騰対策による補助費等をはじめ、物件費において増加しています。



（５）普通建設事業費の推移

普通建設事業は、事業計画により年度間で増減が発生しています。

各費目の主な普通建設事業は、農林業費で平成２０年度代後半からの畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、土木費で平成２０年度代中盤から後半に掛けて実施した総合体育館建設事業、教育費で小学校・中学校等の改修事業の実施年度で増加しています。なお、令和３年度の総務費は、光ファイバ整備事業の実施により大きく増加しています。

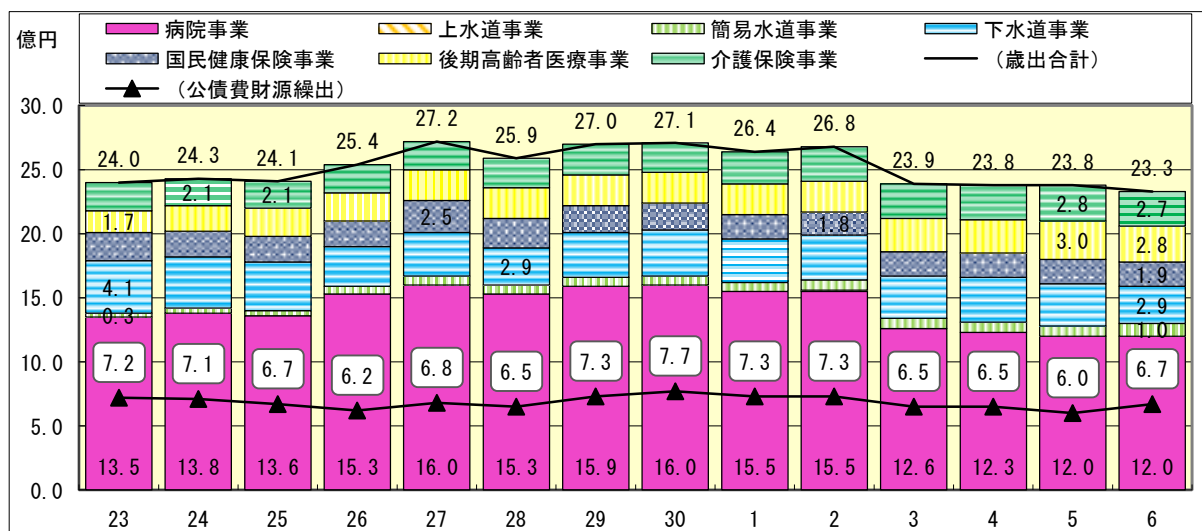


（６）繰出金の推移

特別会計及び企業会計への繰出金は、平成２０年度代後半で２７億円台となりましたが、令和３年度以降では、２３億円台で推移しています。

この減少要因は、町立中標津病院の経営改革への取り組みなどによる減少のほか、下水道事業における整備事業に対する公債費繰出の減少が大きな要因となっています。

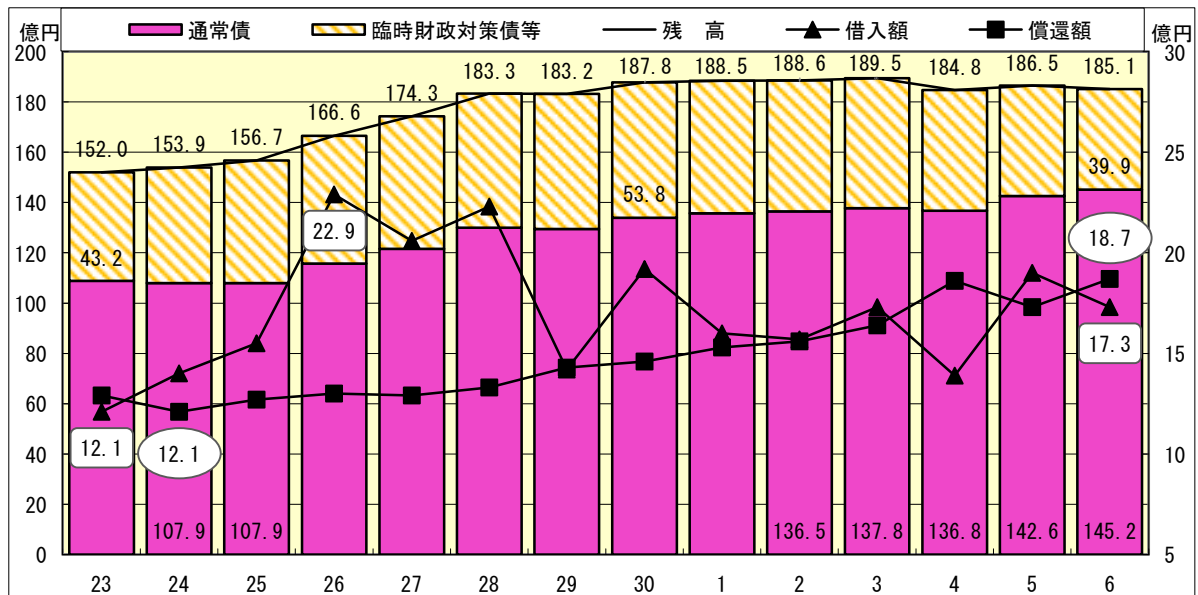
他の特別会計及び企業会計については、概ね同水準で推移しています。



(7) 町債の推移

通常債の償還額は、過去に借り入れた町債の終了により、平成20年度代半ばまで減少傾向にありましたが、総合体育館建設事業や、広陵中学校校長寿命化改良事業などの大規模事業の実施に伴う借り入れにより、償還額及び残高とも緩やかに増加しています。

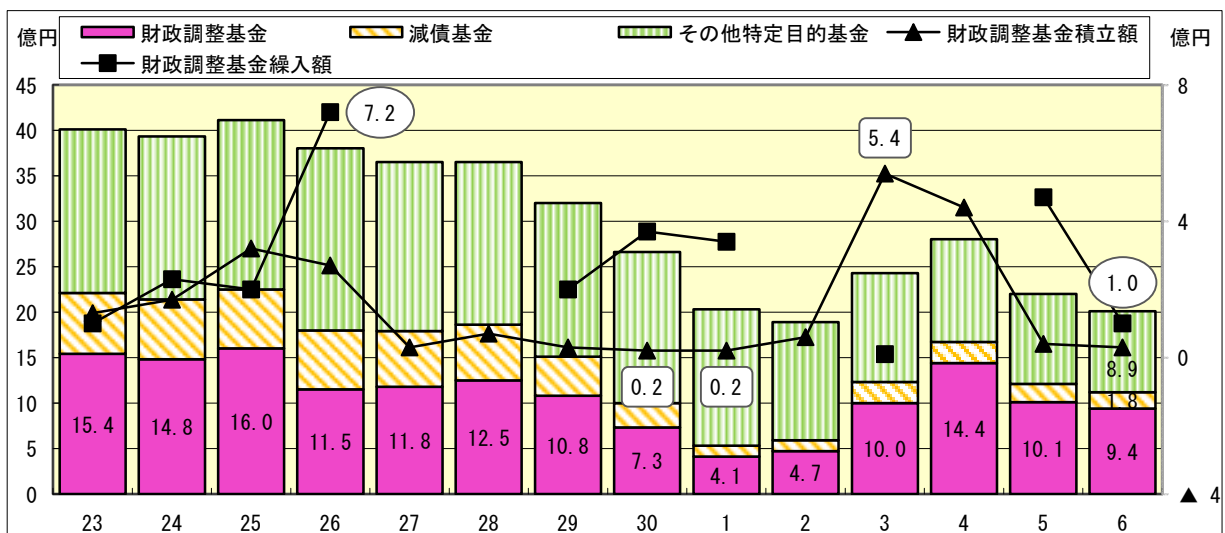
また、後年度の地方交付税の基準財政需要額に全額算入される臨時財政対策債等の残高は、平成30年度をピークに減少傾向にあります。



(8) 基金の推移

各種基金の残高は、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金ともに年々減少傾向にあります。

財政調整基金は、収支均衡を図るための財源調整により、令和6年度で9億4千万円の残高となっており、その他特定目的基金については、目的に沿った事業への繰り入れにより令和6年度で8億9千万円の残高となっています。



2. 中標津町行財政健全化計画（第8次中標津町行財政改革大綱）の検証

令和4年3月に策定した中標津町行財政健全化計画（第8次中標津町行財政改革大綱）は、財政健全化への取組を確かなものとするため、第7期総合計画前期基本計画と整合性を図った健全化判断比率の財政指標（実質公債費比率、将来負担比率）と、経済事情の著しい変動等による財源不足を補うための財政調整基金残高の2つの目標を設定し、財政健全化に取り組んできました。

○中標津町行財政健全化計画（令和4年3月策定）における令和7年度目標値

目標設定 1

- ・実質公債費比率 16.1%（令和2年度比率 13.5%）
- ・将来負担比率 61.6%（令和2年度比率 91.5%）

目標設定 2

- ・財政調整基金残高 11億6千万円（令和2年度残高 4億7千万円）

（1）健全化判断比率の検証

① 実質公債費比率の検証

実質公債費比率の算定は、一般会計等の実質公債費等（元利償還金や公営企業への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てたと認められるものなど）を標準財政規模等で除して得た数値の3ヶ年平均の比率です。

目標値との比較（表1）は、令和7年度目標値16.1%に対して、令和6年度実績値12.7%で3.4ポイント減少しています。

実績値との比較（表1）では、令和2年度13.5%に対して、令和6年度12.7%で0.8ポイント減少しており、この主な要因として元利償還金等で増加したものの、標準財政規模等の増加により比率が低減したものです。

この状況を道内市町村（表2）で比較すると、中標津町12.7%に対して全道平均7.2%で5.5ポイント上回っています。また、道内順位についても指標が不良な順から数えて18位となっており、さらに標準財政規模の増加が今後見込めないことに加え、後年度の元利償還金が増加傾向にあることを踏まえると非常に厳しい水準にあります。

② 将来負担比率の検証

将来負担比率の算定は、一般会計等の将来負担額等（将来的な負担額から、その償還に充てることが可能な基金等の額を控除した額）を標準財政規模等で除して得た比率です。

目標値との比較（表1）は、令和7年度目標値61.6%に対して、令和6年度実績値87.5%で25.9ポイント増加しています。

実績値との比較（表１）では、令和２年度９１．５％に対して、令和６年度８７．５％で４．０ポイント減少しており、この主な要因として将来負担額等が増加したものの、標準財政規模等の増加により比率が低減したものです。

この状況を道内市町村（表２）で比較すると、中標津町８７．５％に対して全道平均１６．６％で７０．９ポイント上回っており、また、道内順位についても指標が不良な順から数えて９位となっていることから、後年度の地方債（通常債）の現在高が増加傾向にあることを踏まえると、実質公債費比率と同様、非常に厳しい水準にあります。

（表１：健全化判断比率の推移）

指 標 名	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	比較（R6 対 R2）
実質公債費比率 【R7 目標値 16.1%】	13.5%	12.9%	12.5%	12.3%	12.7%	△0.8 ポイント 【 △3.4 ポイント】
将来負担比率 【R7 目標値 61.6%】	91.5%	74.4%	72.7%	85.3%	87.5%	△4.0 ポイント 【 +25.9 ポイント】

（表２：令和６年度道内市町村の状況）

※道内順位は指標が不良な順

指 標 名	基 準	中標津町	全道平均	比 較	道内順位
実質公債費比率	早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%	12.7%	7.2%	+5.5 ポイント	18/179
将来負担比率	早期健全化基準 350%	87.5%	16.6%	+70.9 ポイント	9/179

（２）財政調整基金残高の検証

目標値との比較（表３）は、令和７年度目標値１１．６億円に対して、令和６年度実績値９．４億円で２．２億円下回っており、近年のピークである令和４年度１４．４億円から収支均衡を図るための財源調整として令和５年度４．７億円、令和６年度１億円の繰入れを行った結果、令和６年度９．４億円の残高となっています。

この状況を道内市町村（《参考》２）で比較すると、中標津町の標準財政規模８７．９億円に対する財政調整基金残高１０．１億円の割合が１１．５１％で道内市町村中１６２位と低く、道内市町村の中央値２４．７１％（９０位）と比べると１３．２ポイント低い状況にあります。

今後においても災害や経済事情の急激な変動などの不測の事態に備え、安定的に財政調整基金を確保する必要があります。

（表３：財政調整基金残高の推移）

指 標 名	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	比較(R6 対 R2)
財政調整基金残高 【R7 目標値 11.6 億円】	4.7 億円	10.0 億円	14.4 億円	10.1 億円	9.4 億円	+4.7 億円 【△2.2 億円】

《参 考》道内市町村の状況

1. 令和6年度健全化判断比率

①実質公債費比率（下位20市町村）

降順	市町村名	R6	R5	増 減
1	夕張市	68.1	67.2	0.9
2	網走市	15.8	16.1	△ 0.3
2	深川市	15.8	15.5	0.3
4	木古内町	15.0	14.5	0.5
5	日高町	14.5	14.0	0.5
6	寿都町	14.3	13.4	0.9
7	浦臼町	14.2	14.2	0.0
8	利尻町	14.1	13.7	0.4
8	弟子屈町	14.1	14.3	△ 0.2
10	士別市	13.9	14.3	△ 0.4
11	由仁町	13.6	13.9	△ 0.3
11	美瑛町	13.6	13.4	0.2
13	豊浦町	13.5	14.1	△ 0.6
14	中川町	13.4	13.8	△ 0.4
15	赤平市	13.1	13.2	△ 0.1
16	利尻富士町	12.8	13.7	△ 0.9
16	厚真町	12.8	13.4	△ 0.6
18	広尾町	12.7	13.6	△ 0.9
18	中標津町	12.7	12.3	0.4
20	北見市	12.5	11.8	0.7

※降順＝指標が不良な順

②将来負担比率（下位20市町村）

降順	市町村名	R6	R5	増 減
1	北見市	153.5	147.8	5.7
2	南幌町	128.3	111.2	17.1
3	網走市	123.9	112.9	11.0
4	深川市	118.3	122.1	△ 3.8
5	夕張市	104.5	171.7	△ 67.2
6	士別市	92.6	98.3	△ 5.7
7	神恵内村	92.4	7.7	84.7
8	北広島市	90.7	91.0	△ 0.3
9	中標津町	87.5	85.3	2.2
10	旭川市	84.2	82.8	1.4
11	利尻町	81.8	62.8	19.0
12	岩見沢市	80.1	77.0	3.1
13	苫小牧市	79.1	71.9	7.2
13	上富良野町	79.1	37.6	41.5
15	幕別町	75.1	81.1	△ 6.0
16	標茶町	74.9	56.4	18.5
17	美瑛市	74.5	74.2	0.3
18	芦別市	74.3	65.4	8.9
19	奈井江町	71.1	81.0	△ 9.9
20	岩内町	71.0	83.4	△ 12.4

2. 令和5年度標準財政規模に対する財政調整基金残高の比率

① 比率の上位・下位20市町村

上位	市町村名	標 財	残 高	比 率
1	泊村	2,277	4,775	209.68
2	湧別町	5,577	5,486	98.37
3	滝上町	2,956	2,669	90.29
4	小平町	2,820	2,473	87.69
5	夕張市	4,804	3,976	82.77
6	苫前町	2,929	2,297	78.41
7	佐呂間町	3,575	2,744	76.75
8	初山別村	1,597	1,121	70.20
9	豊頃町	3,259	2,174	66.70
10	江差町	3,594	2,201	61.24
11	雄武町	3,852	2,356	61.16
12	上士幌町	4,484	2,663	59.39
13	えりも町	3,042	1,743	57.30
14	更別村	3,069	1,743	56.78
15	福島町	2,665	1,349	50.63
16	興部町	3,187	1,588	49.83
17	増毛町	3,046	1,516	49.77
18	浜頓別町	3,157	1,563	49.51
19	雨竜町	2,035	1,005	49.40
20	木古内町	2,895	1,385	47.84
90	東神楽町	3,732	922	24.71

下位	市町村名	標 財	残 高	比 率
160	余市町	5,963	697	11.69
161	小清水町	3,587	418	11.65
162	中標津町	8,793	1,012	11.51
163	深川市	9,359	1,023	10.93
164	登別市	11,897	1,268	10.66
165	東川町	4,762	505	10.60
166	苫小牧市	41,684	4,416	10.59
167	釧路市	49,275	4,803	9.75
168	帯広市	42,662	4,068	9.54
169	旭川市	84,466	7,810	9.25
170	厚岸町	5,530	511	9.24
171	美瑛町	6,376	553	8.67
172	稚内市	12,676	1,089	8.59
173	音更町	12,841	784	6.11
174	寿都町	2,275	129	5.67
175	札幌市	553,530	28,893	5.22
176	石狩市	18,160	846	4.66
177	網走市	11,952	550	4.60
178	北見市	36,824	1,241	3.37
179	室蘭市	22,898	471	2.06

（中央値）

※ 標財(百万円)＝標準財政規模、残高(百万円)＝財政調整基金残高、比率(%)＝残高／標財

3. 中標津町行財政健全化計画（第9次中標津町行財政改革大綱）の取組

（1）財政運営の方向性

人口減少や少子高齢化の構造的な課題が見込まれる中、将来にわたって安定した行政サービスの維持や、社会経済情勢の変化を捉えた行政課題に対応するため、第9次においては、第8次の推進事項（歳出抑制の取組、歳入確保の取組、将来を見据えた取組）による不断の取り組みを継続するとともに、「デジタル技術の活用」と「自主財源の確保」を柱とした重点事項の取り組みにより、歳入歳出両面での財政健全化を進め、持続可能な財政基盤の確立を目指す。

（2）具体的な取組

長期的な財政運営の視点に立ち、増大する社会保障費や、公共施設の更新需要への対応を見据えつつ、新たなまちづくりの取組みを推進するため、行政サービスの向上と、行政運営の効率化を進め、将来世代に過度な負担を残さない、持続可能な財政運営を進める。

① 重点事項の取組

将来にわたって本町を取り巻く情勢等の変化に対応した行政課題と、その財政需要に安定的、かつ、弾力的に対応するため「デジタル技術の活用」と「自主財源の確保」に重点的に取り組みます。

② 歳出抑制の取組

費用対効果や経済効果等について、客観的なデータに基づく検証・改善に努めるとともに、スクラップ・アンド・ビルド及びサンセット方式を徹底し、歳入に見合った歳出を念頭に歳出の削減・効率化に取り組みます。

③ 歳入確保の取組

持続可能な財政運営を行うため、町税をはじめとした安定的な自主財源の確保と、国や道などの各種補助制度の積極的な活用に取り組みます。

④ 将来を見据えた取組

将来の財政負担となる地方債については、事業の必要性、世代間負担の公平性等を十分に検証し、新規発行地方債の抑制に取り組みます。

○重点事項・推進事項

区 分		具 体 的 な 取 組 事 項
歳 出	人件費	○次期、定員管理計画に基づく、効果的・効率的な組織体制の構築 ○会計年度任用職員の適切な配置
	扶助費	○国・道の制度などに基づく適正化の取組
	公債費	○世代間負担の公平性による償還
	繰出金	○国が示す繰出基準以外の繰出金の抑制
	投資的経費	○地域経済の状況や雇用情勢などを考慮した公共事業費の確保 ○老朽化した施設・設備などの長寿命化に配慮した計画的な更新
	その他	㊦行政デジタル化の推進（デジタル技術の活用による住民サービスの向上と、行政運営の業務効率化・行政コストの削減） ○施策間連携・横断的事業の推進による歳出の削減と効率化 ○客観的なデータに基づく事業の成果・効果の分析・検証・改善 ○スクラップ・アンド・ビルドによる事業の取捨選択 ○新規事業におけるサンセット方式の導入 ○「補助金等の見直しに係る指針」に基づく補助金等の継続見直し ○前例や既成概念にとらわれない新たな視点による事務事業の改善 ○経済事情変動等に対応するための財政調整基金への積立 ○委託業務における内容の点検・整理
入 歳	自主財源	㊦受益者負担の適正化（使用料及び手数料等の受益者負担を見直し、施設運営費等に対する適切な利用者負担の設定） ㊦ふるさと納税の強化推進（ふるさと納税・企業版ふるさと納税の強化による財源確保） ㊦未利用財産の有効活用（「未利用財産利活用基本方針」に基づく土地・建物の売却・賃借等による財源確保） ㊦多様な資金調達の推進（町有資産の活用による広告や命名権（ネーミングライツ）のほか、クラウドファンディングなどによる財源確保） ○適切な債権管理と未収金の徴収強化
	その他	○各種補助制度に基づく補助金及び交付金の積極的な活用 ○後年度に財政措置が講じられる地方債及び時限的な地方債の有効活用 ○新規発行地方債の抑制（臨時財政対策債・大規模事業等は除く）

※ ㊦は重点事項、○は推進事項

4. 財政健全化に向けた目標

財政健全化への目標を設定するにあたり、第7期総合計画後期基本計画の成果指標と整合した健全化判断比率（実質公債費比率・将来負担比率）を注視するとともに、経済事情の著しい変動等による財源不足を補うための財政調整基金残高の確保を図り、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

（1）健全化判断比率の目標設定

取組期間の最終年度である令和12年度の目標値は、第7期総合計画後期基本計画の実質公債費比率・将来負担比率と整合性を図り、次の目標を設定します。

目標設定 1

○実質公債費比率 12.0%

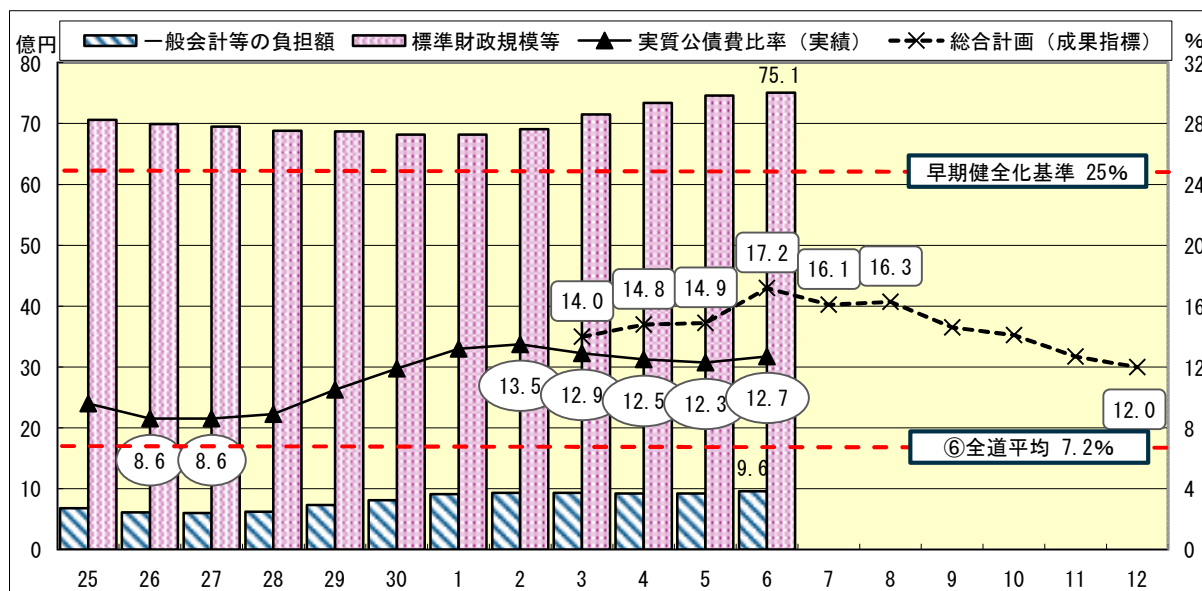
（令和7年度目標 16.1%、令和6年度実績 12.7%）

○将来負担比率 31.2%

（令和7年度目標 61.6%、令和6年度実績 87.5%）

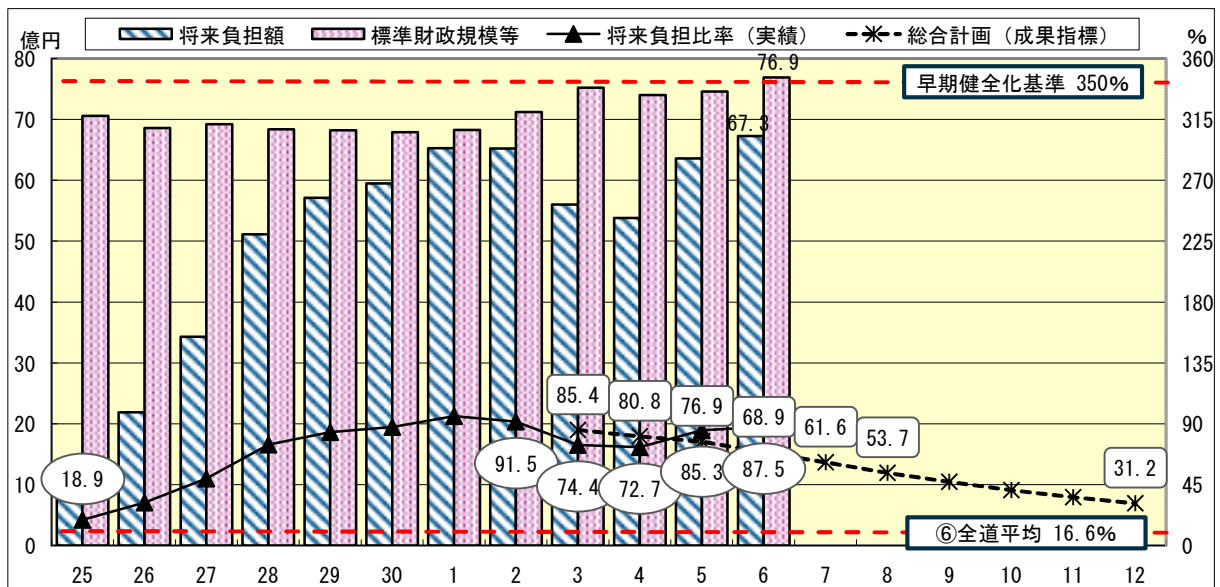
① 実質公債費比率の目標設定

実質公債費比率が上昇するほど財政の弾力性が失われ、他の経費に充当できる財源の柔軟性低下に繋がることから、地方債の抑制や、地方財政措置のある地方債の優先的な活用、各種基金の有効的な活用などの取り組みにより、第7期総合計画後期基本計画と整合した「12.0%」を目標値として設定します。



② 将来負担比率の目標設定

将来負担比率が上昇するほど将来負担すべき額が増えていくことに繋がり、今後の財政運営が圧迫される可能性が高まることから、後年度の地方債残高及び、各種基金残高を見据えた取り組みなどにより、第7期総合計画後期基本計画と整合した「31.2%」を目標値として設定します。



(2) 財政調整基金残高の目標設定

財政調整基金は、経済事情の急激な変動などにより財源が著しく不足する場合や災害により生じた経費又は減収補てんのほか、緊急に実施する必要がある事業への対応など、歳出の増加や歳入の減少に備えて計画的な財政運営を行うために活用する基金です。

取組期間の最終年度である令和12年度の目標値は、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行っていくため、次の目標を設定します。

目標設定 2

○財政調整基金残高 12億円（令和6年度残高 9億4千万円）

目標値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定める、一般会計等の赤字の程度を表す「実質赤字比率」の早期健全化基準である、標準財政規模（令和7年度標準財政規模9,013,125千円）の13.50%※1相当額「12億円」の残高を目標とします。

※1 平成29年度総務省が行った「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査」において、標準財政規模の5%～20%以下の市町村が76.8%を占めた調査結果を踏まえて設定